



令和4年度 NHK 歳末たすけあい〈第一次〉 助成申請書作成の手引き



こちらは下記の申請用の手引書です

- ・ **令和4年度に申請を出す団体**（令和4年度実施事業の申請）
- ・ 『NHK 歳末たすけあい』からの助成
※ 『NHK 歳末たすけあい』は原則当年度の事業に対する助成金
- ・ **社会福祉に係る車両・備品整備費についての助成**
※ この助成金は【車両・備品の購入】のみ対象です。
建物関係の整備費・事業費は『赤い羽根共同募金助成』要綱をご確認ください
福祉施設に対する少額の備品整備助成は、『NHK 歳末たすけあい〈第二次〉』をご確認ください。



社会福祉法人 千葉県共同募金会



はじめに

赤い羽根共同募金の助成申請をご検討いただきありがとうございます。

共同募金は地域の身近な福祉活動を資金面から支え、千葉県で寄せられた募金は、県内で福祉課題の解決に向け取り組む団体の活動を支援します。

募金の趣旨をご理解いただき、福祉活動にお役立てください。

赤い羽根共同募金について



赤い羽根共同募金とは

1947年（昭和22年）に住民が主体の取り組みとして始まり、時代とともに変化する地域の福祉活動を資金支援してきました。運動開始から70年以上が経過しても「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、全国で年間約7万件にわたる各地の住民ボランティアや地域福祉活動（高齢者、障害者、子ども、災害時支援など）を応援しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大が続くなかで、緊急的な支援を必要とする方や、生活困窮、地域とのつながりづくりの支援にも役立てられています。

NHK 歳末たすけあいとは

共同募金運動の一環として、毎年12月1日～25日の期間、NHK・共同募金会が協同で『NHK 歳末たすけあい運動』を実施しています。集められた募金は、千葉県内の福祉施設利用者の生活・介護・就労備品の整備や、緊急的な支援を必要とされる方への支援活動に使われます。NHK 歳末たすけあい助成は、申請した年度に助成が行われる当年度助成となっています。

募金は大切な浄財です

赤い羽根共同募金は、募金ボランティアや県民の皆さまからのご寄付に支えられています。

助成を受けられた団体や施設を利用される方々をはじめ、寄付者の皆さまに共同募金の「つかいみち」がしっかりと伝わるよう、助成決定後は、「ありがとうメッセージ」や写真の提供、赤い羽根マークの明示などの広報活動にご協力をお願いします。

ご応募・お問合せ

助成申請書は当会ホームページからダウンロードしてください。

社会福祉法人 千葉県共同募金会HP <https://www.akaihane-chiba.jp/>

申請書受付期間 令和4年4月 4日(月) ～ 5月13日(金) 必着
ヒアリング 令和4年5月16日(月) ～ 6月17日(金)

(詳細は7ページ「申請方法」を参照)

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2階

TEL: 043-245-1721 FAX: 043-242-3338

メール: c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

NHK 歳末たすけあい<第一次>助成 助成対象チェックシート

※1 つでも×がつく場合は、赤い羽根共同募金広域助成申請の対象となりませんが、
アドバイスできることや他助成事業の対象となる場合がありますのでご相談ください。

【団体について】

チェック項目 (すべて○の時に申請可能)	○	×
非営利の社会福祉活動を行っている		
社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、非営利の任意団体のいずれかに該当する		
国または地方公共団体が運営している団体ではない		
宗教活動、政治活動を目的とする団体、反社会的勢力との関係はない		

【応募要件について】

法人・団体の定款や会則などの規則を定めている		
活動計画・報告、予算・決算の書類を作成している		
法人・団体設立後（事業開始後）1年以上経過している		
〔施設で使用する車両・備品の場合〕施設が開所後1年以上経過している		
〔施設で使用する車両・備品の場合〕施設が指定管理者制度に指名されていない		

※施設で使用する車両・備品の場合、施設単位での申請となります。

【申請事業について】

国または地方公共団体から委託された事業ではない		
補助金、他助成金を受けていない		
申請事業の利用者は2市町村以上に在住している (千葉市は千葉市内のみの利用者可)		
令和2年度～令和4年度に赤い羽根共同募金広域助成を受けていない 【重要】車両・備品助成に採択となった施設及び法人は、 同年度のNHK 歳末たすけあい<第二次>助成には申請できません。		
申請は1法人につき1施設（事業所）である		

NHK 歳末たすけあい〈第一次〉助成 申請について

1 趣旨

地域課題解決に取り組む社会福祉団体・施設への助成の他、新たなニーズ、従来からの取り組みを支援することにより千葉県内の地域福祉推進を図ります。

2 助成方針

令和4年度に実施するNHK歳末たすけあい募金から、社会福祉および更生保護事業に係る車両・備品整備費を助成します。

〈助成対象団体〉

- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の社会福祉を目的とする非営利団体

3 助成対象事業

(1) 県域、広域（複数市町村）、政令指定都市における社会福祉を目的とする事業。

団体種別	施設種別	助成率	助成上限額
社会福祉法人 財団法人・社団法人	介護保険法に基づく施設	最大 50%	100 万円
	その他	最大 75%	
NPO法人・任意団体	すべての施設・事業所	最大 90%	100 万円

【助成例】

- ・介護車両・送迎用車両等の購入、機器・備品の整備

助成対象施設

生活保護施設	救護施設
老人福祉施設	養護老人ホーム（一般） 特別養護老人ホーム 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス） 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業
障害者総合支援法に基づく施設	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム
障害者グループホーム	共同生活援助 障害者生活ホーム 精神障害者ふれあいホーム（精神障害者生活ホーム）
精神障害者社会復帰施設	精神障害者共同作業所
児童発達支援事業所	児童発達支援事業所 居宅型児童発達支援事業所

児童福祉施設	放課後等デイサービス事業所 福祉型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童養護施設 自立援助ホーム 乳児院 母子生活支援施設
婦人保護施設	婦人保護施設
更生保護施設	更生保護施設

<対象外施設>

- ①県立、市町村立、指定管理者制度導入施設
- ②開所後、1年未満の施設及び事業所
- ③同一の整備に対し他補助金、助成金、その他公的な助成を受ける場合

4 助成年度、申請・助成スケジュール

(1) 助成年度

令和4年度中に助成をします。

(2) 申請・助成スケジュール

[当年度助成]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和4年度	申請受付(書類提出) [4月上旬～5月中旬]		ヒアリング [6月中旬まで]	※1 可否決定 通知[下旬]	整備開始 【8月上旬～ 2月下旬】	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	赤い羽根 募金運動開始 10月1日～ 翌3月31日		NHK 歳末 募金運動開始 12月1日～ 25日			※2 助成 事業報告締切 [上旬]

※1 今回の助成採択の可否を通知(この通知をもって車両・備品の購入を開始してください)

※2 期限内に事業報告書を提出後、当会より送金いたします(精算払い)

5 提出書類

下記、すべてを提出してください。

A【法人に関する書類】

		書類名
1	様式 ①-1	令和4年度共同募金助成申請書
	①-2	法人（団体）概要（※）
2		令和3年度事業報告、決算書、（※） ＜社会福祉法人＞社会福祉充実残額のわかるもの 例：社会福祉充実残額算定シート、現況報告書等 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額を有する法人）
3		令和4年度事業計画、予算書
4		定款または会則
5		役員名簿（職名、氏名、職業のわかるもの）
6		＜施設単体での申請のみ＞ 申請施設の事業認可書または事業所指定通知書等の写し（最新のもの）

※申請時点で令和3年度決算の承認が取れていない団体は、令和2年度の決算書を提出。

令和3年度決算承認後、決算書を提出し差し替え。

B【整備に関する書類】

7	②-1	＜車両＞事業計画書（整備費《車両》）	どちらかを提出
	②-2	＜備品＞事業計画書（整備費《備品購入》）	
8		現況写真（故障や入れ替えによる整備は現状の写真添付（別紙可））	
9		カタログ（整備物の写真やスペックがわかるページのみ）	
10		見積書（写し可）2社以上	
11		固定資産台帳（申請物品の所有がある場合、記載箇所）	

6 注意事項

- ① 助成決定以前に実施した事業、購入・着工した事業は助成対象となりません。
- ② 助成金は精算払い（後払い）、事業完了後の送金です。
- ③ 複数の施設を運営する法人の申請は1施設に限ります。
- ④ 当年度助成と翌年度助成の重複、事業費と整備費の重複はできません。
- ⑤ 他の補助金、助成金を受ける事業は助成対象外です。
- ⑥ 申請団体の数・申請額の合計によっては、申請いただいた額より減額での採択となる可能性があります。

7 共同募金への協力

助成を受けた法人・団体の皆さまは、募金箱の設置、募金つき自販機の設置、ポスター掲示、チラシ配布等の募金運動にご協力ください。



令和3年度ポスター



赤い羽根募金つき自販機

8 申請方法

書類受付期間：令和4年4月4日（月）～5月13日（金）必着

申請書類は受付期間内に当会へ到着するように郵送または持参してください。

ヒアリング：令和4年5月16日（月）～6月17日（金）

日時は書類到着後、当会より連絡の上、調整します。

オンライン（zoom）・電話又は対面（当会事務局）にて30分程度、

申請事業内容や財務状況等確認を行います。

【お問合せ・書類送付先】

社会福祉法人 千葉県共同募金会 担当：宮澤（みやざわ）、渋沢（しぶさわ）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2階

TEL：043-245-1721 FAX：043-242-3338

メール：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp